

静岡県教育委員会

会議録

平成 26 年度 第 15 回定例
11 月 5 日（水）

静岡県教育委員会委員長 溝口紀子は、

平成 26 年 11 月 5 日に教育委員会第 15 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 26 年 11 月 5 日 (水) | 開会 | 13 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 14 時 25 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委 員 | 興 直 孝 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 水 元 敏 夫 | 教育監 | |
| | | 池 田 和 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 高 橋 雄 幸 | 健康安全教育室長 | |
| | | 山 本 知 成 | 教育政策課長 | |
| | | 中 川 好 広 | 情報化推進室長 | |
| | | 平 松 明 子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 杉 山 和 幸 | 福利課長 | |
| | | 林 剛 史 | 義務教育課長 | |
| | | 渋谷 浩 史 | 高校教育課長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育課長 | |
| | | 北 川 清 美 | 社会教育課長 | |
| | | 増 田 曜 子 | 文化財保護課長 | |
| | | 福 永 秀 樹 | スポーツ振興課長 | |
| | | 石 井 宣 明 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 総合教育センター所長 | |
| | | 羽 田 明 夫 | 義務教育課人事監 | |
| | | 白 鳥 容 孝 | 教育総務課主査 | |

4 その他

(1) 第35号・第36号・第37号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 ~ 3 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、加藤委員、渡邊委員に願います。

第35号議案 静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

委 員 長： 議案書1頁「第35号議案 静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 関連の法規制がよく分からないが、先ほどの説明では懲戒免職処分を受けた者にも適用されるということだが、それでよいか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： 懲戒免職処分を受けた者に対して、なぜ救済の措置をするのか。

教育総務課長： 職を失った人の生活困窮を防ぐためである。これは民間企業の失業保険に準ずるものであり、辞めた理由を問わずに救済するという精神に則っている。

興 委 員： 法律の成立過程では、どのような議論があったのか。

教育総務課長： これは今回新たに制定されたものであり、制定時に議論はあったと思われるので、それは調べて報告する。

興 委 員： 今回新設される就業促進定着手当は、所定給付日数の3分の1以上を残し、かつ退職前賃金日額と比べて低下した場合に支給される、とのことだが、支給される上限はどれくらいなのか。

教育総務課主査： 教育総務課の給与担当から回答する。

今の御質問であるが、計算上、賃金日額は5,825円が上限と決まっている。この金額に、例えば90日の所定給付日数がある者が、3分の1の30日を残して再就職した場合、その30日かけた金額に100分の40をかけることになるので、6万9千円程度が上限になる。

加 藤 委 員： 民間企業では、退職金は退職金としてもらっておいて、その後で失業保険が適用される。つまり、説明にあったような差額の支払いではなく、退職金と失業保険がダブルでもらえるわけである。公務員の場合はダブルではもらえないということか。

教育総務課長： そうである。その違いには理由がある。民間企業の場合は掛け金を払っているのに対し、公務員の場合は掛け金を県に払っているわけではないので、雇用保険から支給されずに元の雇用主が支払う形である。つまり、県の公務員であれば、県が支払うものである。

加 藤 委 員： 公務員の方が少し厳しいように感じる。民間企業の場合は、定年退職であっても、退職金をすべてもらって、その後働く意志があることを

示せば、その後失業保険を一定の期間もらうことができる。

先ほど懲戒免職に関する指摘もあったが、民間企業の場合も懲戒に関わりなく、失業した者に対して失業保険が支払われるのが、この制度そのものである。

興 委 員： それは、自分達で掛け金を支払っているからである。本人が離職時のための備えをしておらず、何らかの理由で退職せざるを得なくなったときに、最終的にそれを負担するのが県ということだが、それが不可解である。失業保険などの制度は、別途違う形で支給されるので、それは独立性があっていいと思う。いずれにしても、法律制定の論理を整理してほしい。

委 員 長： すでに県立学校の職員には施行されているとのことで、規則改正については特に問題はないように思う。

他に異議はないか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： （異議なし）

委 員 長： 第35号議案を原案どおり可決する。

第36号議案 平成27年度静岡県立高等学校生徒募集計画

委 員 長： 議案書24頁「第36号議案 平成27年度静岡県立高等学校生徒募集計画」について、渋谷高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 募集定員が33,103人として、それに対する公私の分担もできており、3分の2を公立とするのが静岡県のやり方のようなのだが、全国的にはどのようなになっているのか。

教 育 長： それは各県で異なっている。歴史的に見ると、生徒急増期に公立と私立が連携しながら生徒の受け入れをしなければならないことになり、文部科学省から公立と私立の協議会を設置して、そこで募集定員の割合を決めるよう指導があった。その中で静岡県はこれまでやってきたものである。平成16年までは公立と私立の比率が2：1であった。今は言い方を微妙に変えて、全体の3分の2を公立とし、私立全体の募集定員は設けずに、各私立高校で定員を定めている。しかし、実質的には3分の2を公立が設けているので、残る3分の1が私立の募集定員ということになる。

なお、現在はこのような公私立協議会を設けていない県もあるので、各県で様々な状況になっていると思うが、歴史的に見れば、公私立協議会で決めていくのが一般的であった。

興 委 員： 今の説明で背景が見えてきた。これは私学をどう捉えるかという問題があり、県教育委員会だけの問題ではなく知事部局との協議も重要だ

と思う。弱肉強食という言葉もあるが、私立はそれぞれの学校で定員を設定しているため、評判のいい学校に生徒の募集が偏ってしまって、私立の良さである独自の校風を守るということが難しくなる可能性がある。県教育委員会は公教育だけを考えがちであるが、静岡県全体の教育問題をどう考えるかという観点から、今後に向けて私学とのきちんとしたあり方をコミュニケーションも含めて検討していかなければならないと思う。

教 育 長： 今の件であるが、公私立協議会は県教育委員会教育長を委員長とし、私学を管轄する文化・観光部長が副委員長として運営されているものである。正副委員長以外にも、私学協会の関係者や県立高等学校長協会の正副会長を委員として話し合いを行い、最終的に協議会の中で私学側にも御理解をいただいている。先ほどの高校教育課長の説明の中にあっただが、例えば卒業予定者に対する全日制高校への公私合わせての進学者見込み数の算出についても、公立側と私立側で若干の意見の食い違いもあり、それは公私立協議会の下部組織である連絡会で、担当者レベルで調整している。ただ、今は大きな課題にはなっていないが、受け入れの2：1という比率についても中長期的に見れば課題であるので、この課題についても議論をしていかなければならないと思う。さらに、先ほど興委員から御指摘があったように、私立学校の存続のことも考えたときに、どのようなあり方が必要なのかも大きな課題であると思う。

興 委 員： 今の説明で理解できた。公私立協議会で実質的な話し合いがあって、今日の資料はその結果を公認するためのものであるとしたら、協議会の過程においてどのような問題点が顕在化して、それについてどのような解決がなされてこのような形になったのかを、分かる範囲で報告してほしい。

教 育 長： この生徒募集計画においては、中学生が全日制に進学する際の進学率が大きなポイントになる。今回では35,463人のうち、どれだけの生徒が高等学校の全日制に進学するかということを考えて、33,103人と見込んでいる。これは、過去の実績を踏まえながら計画進学率を設定して算出したものである。しかし、その計画進学率の算定の仕方、様々な考え方がある。緻密な計算をし、かつ学区ごとの進学者の積み上げもあるので、ここで簡単には説明できないが、計画進学率をいかに算定して全日制への進学者見込み数を算出するかが、ここ数年で最も大きなポイントになっている。

委 員 長： 募集計画についても公私立協議会が調整しているということであった。ただ、私立と公立の温度差もあるが、実は公立の学校同士でも市立は公立の中で帳尻あわせをしていて、市立と県立の温度差も感じる。昨年度と比べて240人の募集定員の減少となり、私立も同じようにやっているが、市立と県立の差については問題があると思う。その点も含めて協議会でいろいろな審議をし、その情報が報告として上がってくる

ようにしてほしい。

加藤委員：各学校がそれぞれの特徴をどのように出していくのか。私立でないといけないこともあるだろうが、公立でできることも整理していくことも大事である。例えば、首都圏の東京都や神奈川県のように私立の人氣が強い都県もあれば、公立の方が強くて保護者もできれば公立に進学してほしいと感じている地方の県もある。公立の志望校の合格に届かなかった場合には私学に進学したいというように、優先順位の上位に公立高校がくるのが静岡県を含めた各県の状況である。

また、東京都や神奈川県では私立高校が二極化しており、公立に行かないであえて進学したいという私立高校がある一方で、従来同様、公立への進学希望があっても合格できなかった生徒の受け皿になっている私立高校もある。それが近年の少子化の中でどうなっているかという、下位の私立高校と下位の公立高校が廃校になっていく。需要と供給のつりあいの中で廃校も許容していくのか、あるいは行政的に廃校について基準を設けて、残せる高校は生き残るようにさせるのかも、はっきりさせないといけない。自由にやらせて、結果的に経営が行き詰れば潰れればよいという方向性が一番分かりやすいが、それでいいのだろうか。高校進学率が97パーセントとなり、義務教育に近い存在になっている日本で、今後どのような方法があるのか検討する必要があるのではないか。

委員 長：今後の静岡県教育行政のテーマになりうると思う。新制度では総合教育会議も始まるので、そのような場で大所高所から広く意見を聞きながら、静岡県の高校教育のあり方を検討してほしい。

他に異議はないか。

全委員 員：（特になし）

全委員 長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員 員：（異議なし）

全委員 長：第36号議案を原案どおり可決する。

第37号議案 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

委員 長：議案書34頁「第37号議案 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則」について、渋谷高校教育課長より説明願う。

高校教育課長：〈議案についての説明〉

委員 長：質疑等はあるか。

先ほどの議案に付随している案件であるが、異議はないか。

全委員 員：（特になし）

全委員 長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員 員：（異議なし）

全委員 長：第37号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 「地域とともにある学校づくり」検討委員会県外視察

委員 長： 報告事項1頁「報告事項1 「地域とともにある学校づくり」検討委員会県外視察」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

加藤委員： どの学校を訪問しても、「コミュニティ・スクールとしては組織していないが、地元とコミュニケーションは上手くとれている」という意見が聞かれるが、それは地元とコミュニケーションをとることで満足しているだけというケースが多い。コミュニティ・スクールが具体的に何をするのかを静岡県でも指導していかないと、「今さら県教育委員会に言われなくても、地元の人々は学校へよく来てくれるし、話をしているので何も問題はない」という意見がほとんどである。その思い込みに入り込むためには、「コミュニティ・スクールではこんなことをやっている」という具体的な内容まで伝えないと、コミュニティ・スクール推進の実が上がらないというのが私の感想である。そのようなことは、視察先の山口県光市や京都市でもあったのか。

義務教育課長： 今の御指摘のとおり、推進の方法が大切だと思う。光市の例を挙げると、「生活力・健康力・学ぶ力・安全力の4つを地域とともに考えましょう」と目標を設定して、その上で地域の人々に学校へ入ってもらっていた。

一方で本音も聞くことができた。今回の視察先である光市立浅江小学校は非常に上手くいっている学校で、現在は市内81.6パーセントでコミュニティ・スクールの指定はしているものの、学校運営協議会を形として置いているだけで、何をすべきかが分からないままで会議だけを行っていて、形骸化に近い形になっている学校もあることは否定できないとのことであった。何をするのかという目標を提起することが重要だと思う。

加藤委員： 今の光市の分け方だと、生活力・健康力・学ぶ力・安全力の4つであるが、子どもたちの体力はどうか。健康力の中に含まれるのかもしれないが、中学までを考えると、部活動で地域の協力を求める面も出てくると思う。もう少し明確な名前を付けると、何をしなければいけないかが見えてくるのではないか。

興委員： 「地域とともにある学校づくり」検討委員会の第1回と第3回の会合に出席した感想であるが、知事部局で設けられている検討委員会には学校関係者というよりもむしろ地域関係者が多く揃っている。そのような社会的必然性を、過去に教育行政のあり方検討会の座長を務めた経験から考えると、学校に任せてはいけないということだと思う。むしろ社会を活用して、社会が上手く学校の中に入って来る環境づくりを求めるべきという視点が強かった。学校運営協議会が本当にいいかは別にして、現在の体制がどうだったのかという話であったと思う。

これまでの静岡県のコミュニティ・スクール推進における問題は、現存する評議員制度を前提として、それにどう付加的な要素を加えるかということになりがちだったことである。今回視察した2つの小学校の発想は、静岡県によく似ていると感じる。教育コミュニティの前提としてコミュニティ・スクールのあり方を考えているが、思い切って社会を軸にして学校をどうするかということで視察をしてもらえば、もともとの「地域とともにある学校づくり」検討委員会の委員の思いにマッチングしてくるのではないかと感じる。検討委員会の運営のあり方として、ここで矢野委員長に総括していただいて、このような声をうまく報告書に反映してもらえば、見えないことが見えてくるのではないかと感じる。これだけでは、従前のスタンスに沿った報告になってしまい、期待されるレベルにならないのではないかと懸念している。

また、山口県においてここ2年間で急激に推進されるようになり、それまでの25パーセント程度だったものが今は81.6パーセントと大幅に増加しているが、なぜそうなのかという視点で行政的な背景をもっと顕在化してくれると、この報告書がさらに良くなると思う。このように事実を拾い読みするのではなく、何を穿つのかという穿ち方を検討してほしい。

義務教育課長： 先ほどは説明不足であったが、山口県で大幅に増えた理由も伺ってきた。山口県特有の事情であるが、平成20年に7つの教育事務所を設置したことがきっかけである。静岡県では教育事務所が2つ設置されているが、人口140万人程度の山口県では、このときに教育事務所を7つに増やして19ある市町村と県が直接的につながる形になった。そのような改革の中で、山口県教育委員会の中に地域支援人事班が組織され、各市町村と直接関わるようになった。そして、さまざまな社会事情の変化の中で、地域とともにある学校づくりについて、時間をかけて各担当スタッフがそれぞれの担当する市町村に通って、説得するような形でコミュニティ・スクールの推進していったとのことである。つまり、事務局組織の改編と、その中で出てきた改革の流れの中で、担当者が時間をかけて数値を伸ばしてきたのである。

なお、有識者会議の性格については御意見を踏まえていきたい。

興 委 員： 今の課長の説明はこの報告書に出てきていないので、報告の中に反映してほしい。

加 藤 委 員： 社会から見たコミュニティ・スクールという観点では、高校への推進が重要である。高校の普通科や総合学科では大学進学希望者が多く、大学に進学してしまうと地域との関わりがなくなってしまうという面はある。しかし、商業科・工業科・農業科などは、地元で就職することが前提で学科が設置されている。そうであれば、もっと地域の産業を担う人々に高校の商業科・工業科・農業科に参加してもらい、教科の選び方や実習のやり方を含めて、コミュニティ・スクールとしてもっと意見を言ってもらえばいいのではないかと感じる。

委員 長： 渡邊委員はどうか。

渡邊委員： 教員の多忙化やボランティアの固定化など、コミュニティ・スクール立ち上げの際の課題も知ることができた。これまでも、学校支援地域本部の立ち上げについては聞いたことがある。立ち上げ時の多忙化に耐えかねて、また負担感の大きさと、事業が進まないという例も聞いている。

その一方、地域コーディネーターの勉強会は個別に行われていて、地域コーディネーター候補のような人は各地に少しずつ散在している。しかし、彼らと学校とのマッチングが上手くいっていないという面がある。立ち上げ時の問題をクリアすることが課題の一つであるが、もう一つの課題として、コミュニティ・スクールが始まって地域の人が学校に入ってくる中で、学校が本来やるべきことと地域が担うことの境目が曖昧になってしまい、学校がやるべきことに地域の人が口をはさんでしまうようなことがあって、学校の先生方の調整が大変になるということも聞いている。その点についても、総合的にサポートしていければと思う。

委員 長： コミュニティ・スクールの推進は、本県の重要テーマの一つである。教員がコミュニティ・スクールの担い手になってしまって、さらに多忙化が進むという課題も見えてきた。ただ、コミュニティ・スクールが上手く行われているケースもあるので、引き続き研究して随時報告してほしい。

他に異議はないか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 朝霧野外活動センターの指定管理者候補者の選定結果

委員 長： 報告事項2頁「報告事項2 朝霧野外活動センターの指定管理者候補者の選定結果」について、北川社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

指定管理者候補の日本キャンプ協会グループは、日本のキャンプ活動の中心組織で、活動内容も信頼できるものであるが、候補者が1者しかなかったということが気になる。審査が出来レースのようになってしまい、他団体が手を挙げられない状況があるのではないか。

また、日本キャンプ協会グループはこれまで何年くらい朝霧野外活動センターを担当しているのか。

社会教育課長： 最初の指定管理が3年間で、次が5年なので8年目である。今回の新たな指定管理期間を含めると、13年間ということになる。

委員 長： 今でも不登校の生徒対象のプログラムなど、とても良い活動をしている。しかし、競争意識が生まれることでさらに良くなると思う

が、他団体も候補者に入ることはできないのか。他のスポーツ施設の指定管理も、同じ団体の継続になりがちであるが、そもそも競争させてより良くしていくのが指定管理制度の趣旨だと思うので、その仕掛けも今後の課題として検討してほしい。

渡 邊 委 員： このような施設はレクリエーション施設として受け取られがちであるが、朝霧野外活動センターの職員も社会教育主事等の研修に参加してくれていたように思う。引き続き職員の研修にも積極的に取り組んでもらい、社会教育施設であるという自覚を持って運営していただくことが重要である。

社会教育課長： 先ほど委員長から御指摘をいただいたが、候補者は1者になったが、毎年評価の審査をしている。この日本キャンプ協会グループの評価が高いのは2つの理由がある。キャンプなど野外活動の専門性が高いこと、そして非常に教育的視点に立った活動をしているということである。候補者が1者になっても、今後も日々改善していただく。

興 委 員： この日本キャンプ協会グループが朝霧野外活動センターの指定管理を担当して、8年間が経過しようとしている。今回、教育委員会に報告事項として上がっているが、この指定管理は県議会の承認事項なのか。そうであれば、この資料だけでなく、この8年間の評価の経過を明らかにする必要がある。

また、この資料で気になるのは、「1 概要」「2 申請者」「3 選定の結果」とあって、途端に「4 選定の理由」となっていることだ。つまり、日本キャンプ協会グループからどのような提案がされたかが、この資料には出ていない。申請に当たって日本キャンプ協会グループは何らかの提案をしているはずである。その提案について審査して、この団体を選定したのであれば、「4 選定の理由」が唐突過ぎるので、資料には提案の内容と評価を書かないといけない。それを書くことで「4 選定の理由」が明らかになってくるのだと思う。

また、先ほど日本キャンプ協会グループは野外活動の専門性が高いとの説明があったが、「4 選定の理由」に専門性のことは触れられていない。しいて言えば、「経験豊かなスタッフが配置され」とあり、日本キャンプ協会グループという全国的な大きな組織はマネジメントなども期待されているのかもしれないが、朝霧野外活動センターにどのような配置がなされるのかは分からない。申請書にはスタッフ体制についても書かれていると思うので、それを明記して、それだからこそ「経験豊かなスタッフが配置され」と理由付けをするべきである。内容についての問題はないと思うが、この資料は少し不十分である。

なお、この日本キャンプ協会グループの構成団体である、静岡県キャンプカウンセラー協会や子どもの体験活動サポートセンターは県内の組織なのか。

社会教育課長： 静岡県キャンプカウンセラー協会は、日本キャンプ協会グループの公認指導者の資格を持った人の団体で、所在地は静岡市である。過去に

県の主催で、キャンプカウンセラー養成講座を開催したが、それを受講した人々が中心となって、平成3年に結成されたNPO団体である。

子どもの体験活動サポートセンターは浜松市にあり、子どもたちを対象に野外活動を実施している指導者が集まって、平成15年に設立した団体である。最近では不登校やひきこもりの子どもたちを対象とした体験活動を年間120日程度、特別支援教育のサポートプログラムを年間130回程度実施している。

加藤委員： 指定管理者制度は、そもそも小泉内閣の行政改革のときに「民でできることは民でやるべき」という趣旨で法制度が整備され、普及した制度である。小泉行政改革で「民でやる」ということは、民の知恵を生かしてやるということと、官がやると同じことでも予算がかかるので民間にやらせたほうが安くできるということがあった。そのため、急速に指定業者を増やし、入札で安い団体を選定するようになったわけである。では、今回の1億1,700万円の指定管理料は果たして安いのか。これだけの費用をかけるのであれば、公務員でもできるのではないか。そうであれば、公務員に戻してもいい。複数の候補者がいて、その中で最も安い団体をお願いするというのであれば理解できるが、毎年1者しか候補者がなく、公務員がやったほうが安いなら官に戻すべきである。その視点で見ないと、1者しか応募がない状態では選びようがない。このまま長期間継続していく中で、人件費の高騰などを理由に指定管理料も値上げしていくことになりかねない。そうならないように、日本キャンプ協会グループには、毎年担当することによってどのような効率化・合理化の努力をして、その結果として管理料をどの程度まで下げていくのかということまで示させないと、1者に任せる合理性はないと思う。

社会教育課長： 審査には経費に関する項目もある。これまで5年間指定管理をやってきて期間評価として経費の比較もしているが、県の直営だったころに比べて、3割から4割ほど経費は安くなっている。その理由の一つには、日本キャンプ協会グループのスタッフに若い人が多く、そのため人件費が安く済んでいるということもある。

加藤委員： もう一つ、日本キャンプ協会グループの中に役人の天下りはないのか。それによってこの団体が選ばれたのであれば、どこかで税金の無駄遣いが起きている可能性がある。そのような人はいないのか。

社会教育課長： 日本キャンプ協会グループへの天下りではないが、教育委員会を辞めてから時間を置いて採用されたOBはいる。ただ、その人は非常にノウハウを持った人材であり、経費としても安く対応してもらっている。

加藤委員： そのノウハウが人脈だとすると、癒着につながるので、そこは注意してもらいたい。

委員長： 今回の問題は、候補者が1者ということで偏見や疑念が生じてしまうことである。その意味でも、他の団体が乗りあえるような条件整備や仕掛けが必要である。また、透明性のためにも、選定理由で日本キャ

ンブ協会グループの特質的な部分も出してほしい。

三ヶ日青年の家の今後の展開もあり、他の社会教育施設のことも含めて、指定管理のあり方は今後の非常に大きなテーマである。その意味で、公明正大な指定管理の選定を行ってほしい。

興 委 員： 地方自治法の要点でこの指定管理者制度が導入されており、法に記載されている諸要素、例えば先ほど言われたコスト縮減の問題などもあるが、受託する日本キャンプ協会グループが持っている特質をプログラムにどう生かすかが、議会に出す際にはとても重要である。官立の施設は文化がそのまま継承されてしまいがちであるが、他者が入ることによって、そのノウハウの蓄積が中に混入されることになる。その意味で、運営がダイナミックに展開することに対する期待値は非常に高い。その一方で、受託した団体が儲けることも可能な制度であり、そのような配慮もあわせて、審査の過程で審査されたのか整理できていないと、議会で問題視される可能性がある。それも含めて説明できる資料を用意して、議会に提出してほしい。

委 員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 平成26年度静岡県スポーツ推進審議会の開催について

委 員 長： 報告事項3頁「報告事項3 平成26年度静岡県スポーツ推進審議会の開催について」、福永スポーツ振興課長より説明願う。

スポーツ振興課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

リオ五輪もあるが、ぜひ東京オリンピック・パラリンピックに向けた長期的なビジョンを持って、静岡県のスポーツ環境について御意見をいただき、それを反映してスポーツを推進してほしいと思う。

特に、部活動と地域のあり方に関して、学校教育だけの枠にはまらないようなスポーツ活動が行われつつある。いろいろな可能性を引き出すように、充実した審議会を展開していただけるよう期待している。

興 委 員： 審議会の委員について、資料8頁の条例の第4条でどのような委員を選ぶかの規定があり、あわせて9頁に各委員がそれぞれどのような項目で期待されるかが一覧表にまとめられている。しかし、委員の方々が独自の立場でいろいろな問題に発言できるようにするためには、この項目は書かないほうがフレキシブルな議論を触発できると思う。この一覧表のように、あまり恣意的に分野を割り振ることは適切ではないように感じる。

スポーツ振興課長： この一覧表の項目は、審議会の委員を選出する際の内部資料であり、審議委員の方々にはこの表は配らない。

興 委 員： 席上には置かないでほしい。

スポーツ振興課長： 委員には自由な意見をお願いしたいので、席上には配付しない。ただし、もし意見が出てこなかった場合に、「この分野での御意見はどうか」と進行役に発言を振ることをお願いすることはある。幅広く御意見をいただけるようにしたいと考えている。

また、委員長から御指摘のあった東京オリンピック・パラリンピックに向けては、当然ジュニア世代の育成も行うが、例えば参加型スポーツなどへ向けた取組なども含めて、御意見をいただけるようお願いしていくつもりである。

加藤委員： 「地域とともにある学校づくり」検討委員会の中に元ラグビー選手の清宮克幸委員がいる。彼の発言の中に「スポーツをやっている選手は、学校のスポーツに関与したいと感じている。しかし、今はそれができるシステムができていない」というものがある。「実績のある選手に、無報酬のボランティア活動として学校へ来てほしいと言っても、それは難しい。それをうまく誘導するような仕組みが必要ではないか」と清宮氏は発言している。それは一理あると思う。

商業主義によって、プロとして経営されているスポーツもある。そこに対してメリットがあるような公立小中学校での育成プランを作って、彼らからお金を出させて、それで育成する人々に報酬を払えばよい。その仕組みを作れば、税金からの負担がなくてもスポーツの振興が図れる。そのような仕組みが本当は必要ではないか。それが清宮氏の言いたいことなのではないか。彼ほどのベテランになれば、ヤマハ発動機ジュビロでそれなりの報酬をもらえるので指導できるのであって、無報酬で高校へ来てラグビーを教えてくれと依頼するのは現実的ではない。その兼ね合いを考えていけば、スポーツ振興に筋が通る。お金がなければできないのが、日本の社会におけるスポーツ振興である。それを汚らしいと批判したところで始まらない。有能な人を活用するにはお金がかかるということを肝に銘じて、何らかの仕組みづくりをしていくよう、推進審議会をお願いしてほしいと思う。

興委員： 今回の審議会の審議付議事項は、第2回の会合でセットされるとのことであった。そうであれば、加藤委員の御指摘とあわせて、「地域とともにある学校づくり」検討委員会でもスポーツにおける学校の教育のあり方の問題に触れられているので、構成委員の中に事務局体制のパワーを結集するような形で、この会合が意味あるものになるように配慮してほしい。

委員長： 加藤委員に言いたいことはまとめてもらった。また、興委員の言うように「地域とともにある学校づくり」検討委員会とコミットする部分のヒントもあると思う。もし必要とあれば私も出席したいぐらいであるが、ぜひ地域のあり方とかかわりあう形で御意見をいただきたい。例えば部活動の外部指導員のあり方の課題もある。部活動を指導している教員にはまるでスポーツ指導員のような人もいるが、指導内容の幅も非常に広い。生徒指導だけで手一杯のチームもあれば、競技スポ

ーツとしてプロスポーツに近い活動をしているチームもある。そのような格差の中で、多忙化の問題など今の教育の問題が凝縮している部分もあるので、ここからも今後の学校や地域のあり方が見えてくると思う。非常に大きなテーマになっていくが、ぜひ有意義な審議会にしてほしい。また、随時報告をお願いする。

他に異議はないか。

全 委 員：（特になし）
委 員 長： 報告事項3を了承した。

【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成26年度第15回教育委員会定例会を閉会とする。